

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準等の公開草案へのコメント

論点 1

目的：現状確認・必要性

会計基準：結論

結論の背景：検討内容・論理的な説明

を記載して、ダブリをなくした方が、すっきりします。

会計基準と結論の背景は、財務諸表等規則とそのガイドラインのように、番号を対応させたほうが利用しやすくなります。

論点 3

企業会計原則・金融商品会計の実務指針等では、取得原価には手数料その他の付随費用を加算する、とあります。これは、今まで、資産の取得しか議論されなかったためと思われるのですが、ここで初めて、資本の取得についても定義が必要になったため、「取得原価」という用語を無限定に使用すると、混乱が生じる可能性があります。

論点 4

自己株式処分差損は、マイナスで表示して、翌期以降に自己株式処分差益が発生したら相殺します。

資本取引損益取引区分の原則に従うべきです。発生順・発生時期の違いにより会計処理が異なるのは不合理です。6 1 .の説明と整合しません。

自己株式処分差益・差損は、新しい概念だから、前例にとられる必要はないし、何が適切でないのか、説明されていません。一時的なマイナスであり、早期にマイナスが解消されることが予想されるならば、問題はないと思います。むしろ、予期に発生した自己株式処分差益が相殺されないほうが、資本取引損益取引区分の原則から疑問になります。

自己株式処分差益・差損は、常に、累積額を純額で表示することにし、単年度にこだわる必要はありません。

論点 8

「利益」に「その他資本剰余金」は含まれないものと思います。であれば、利益の処分にも、その他資本剰余金の処分は含まれないこととなります。

「利益処分計算書」を「剰余金処分計算書」として、内訳を「利益処分計算書」と「その他資本剰余金処分計算書」とすると、「連結剰余金計算書」と整合します。

利益の処分でないならば、他に規定がない限り、定時株主総会の決議事項でもなくなります。中間配当と同様に、期中にその他資本剰余金の処分をすることも可能になる可能性があります。

論点 9

平成 1 4 年 4 月 1 日以降適用とは、4 月 1 日以降開始事業年度、4 月 1 日以降終了事業年度、計算書類は 4 月 1 日以降の取締役会決議及び財務諸表は 4 月 1 日以降の提出、等、はっきりしません。平成 1 4 年 3 月期の決算にどの内容を反映させなければならないのか、明示してほしいと思います。

論点 1 2

原価法で評価される会社が時価発行した場合、配当金額が帳簿価額を超過する場合がありますが、超過部分はどのように処理するのか、有価証券を所有しているにもかかわらず、オフバランスになってもよいのか、はっきりしません。

時価法による会社が帳簿価額を減額された後、期末に時価の増額があれば、評価差額を計上するのか、強制評価減を行った場合はどうか、同じくはっきりしません

公開草案第 2 号には、配当を収益に計上する場合を例示しているが、論点 1 2 の説明と矛盾し

ています。

8. 「個別財務諸表における会計処理に準ずる」 「連結修正仕訳は不要である」
16. 「資本準備金減少差益」の勘定科目でもよいし、「資本減少差益」は、「減資差益」のままでよいと思います。
18. 「任意積立金」 「各任意積立金」
27. 会社の定めた計算方法は、例示した方がわかりやすくなります。
28. 単元未満株式の買取請求だけが発生した場合、受取手数料はどうするのですか。
29. 「連結子会社における親会社株式」 「連結子会社の保有する親会社株式」
「子会社の所有する親会社株式」は「自己株式」に含まれ表示方法の変更になりますか。
会計方針に、会計処理の変更の説明は必要ですか。
50. 単元未満株式の買取請求の制度は、会社が買い手の一時的な代理となることを趣旨として創設されたので、趣旨が異なります。
53. は と区別する表現にする必要があります。 は合併等の場合と推測されます。
59. 特定株主への財産の分配と言う点で、利益配当とは異なります。
63. 全ての項目で、残高を限度とするのが適切だと思います。
65. 会社の意思決定によりできる場合と、強制され行わなければならない場合に、分けるほうが適切です。
71. スプレッド方式により商法が空洞化しています。株主の払込金額から、証券会社の手数料が控除されて、残額が資本金及び資本準備金に計上されています。
資本維持を重視するならば、払込金額全額を資本金にするのが論理的です。
78. 「配当等の処分」には、役員賞与も含まれますか。
81. 「資本準備金を原資とした配当」で正しいですか。

第2号

5. 中間配当を含めますか。

奥井美子

追伸

日本語としての再検討

25. 「とき」 34. 「したがって」等、漢字の方が一般的である。

他にも、日本語の表現や、説明の対応関係等、十分な検討をされて、誰にもわかりやすい、明瞭な文章に仕上げることが期待しています。